

令和4年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年10月1日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和4年度 定期監査報告書（第1期）

期間 令和4年4月4日（月）～令和4年7月13日（水）

範囲 令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

5月20日…図書課

報告対象 課室所等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
教育 総務 部	図書館課	1 財産管理 雄物川図書館において、年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。	令和4年度の行政財産使用料の調定を4月1日付で行い、改善した。